

小規模特認校制度の入学の手続について

小田原市教育委員会 教育指導課

1 入学の条件

- ・保護者及び児童が小田原市内に居住していること
- ・小規模特認校の教育活動及びPTA活動に賛同し協力することができること
- ・通学は、保護者の責任と負担において行うことができること
- ・卒業まで通学することができること
- ・小規模特認校に就学及び通常の学級での学習や活動ができる程度の心身の状況であること

※入学の時期は、令和7年4月です。

2 募集人員

新1年生 12人 新3年生 5人

※学齢は、いずれも令和7年4月時点

- ・小規模特認校としての特色を活かすため募集人員は、1学年は、定員から学区内の通学予定児童（3人）を除いた12人、3年生は、定員から在籍予定児童（10人）を除いた5人です。
- ・申請者が募集人数を超えた場合は、原則として抽選により入学を承認する児童を決定します。
ただし、在学児童の弟妹が入学を希望した場合は、これを優先します。
- ・本年度内での転出や指定変更等により片浦小学校区の児童数が減少した場合には、その人数分、小規模特認校入学枠を増やす場合があります。なお、本年度内の転入や指定変更等により片浦小学校区の児童数が増加した場合であっても、小規模特認校入学枠は減らしません。

3 入学申請手続の流れ

(1) 面談

期間：11月1日（金）～29日（金）

① 片浦小学校との面談

申込先：片浦小学校（29-0250）

② 教育委員会（教育指導課の指導主事） 申込先：教育指導課（33-1684）

※それぞれ、お子様と一緒に面談してください。（必ず電話等で日時を予約してください。）

(2) 入学申請書提出

提出先：教育委員会 教育指導課（市役所5階）

提出期間：11月1日（金）～11月29日（金）

※片浦小学校及び教育委員会との面談を行った上で申請書を提出してください。

※入学申請書には、教育委員会が受付番号を付番します。抽選になった場合、受付番号順に抽選します。



(3) 抽選

日時：12月3日（火）午後7時～

場所：小田原市役所 大会議室（7階）

※申請者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。

(4) 入学の決定

12月中に「小規模特認校入学承認書」を送付します。

1月下旬に「就学通知」を送付します。



4 その他

- ・小規模特認校を卒業した際、中学校は希望により、居住地の中学校と小規模特認校区の城山中学校のいずれかを選択できます。
- ・城山中学校を選択する場合は、別途、手続が必要です。

《 参 考 》

小規模特認校 過去の募集状況

入学年度	募集学年	学区内 児童数	募 集 児童数	応 募 児童数	兄 姉 優先枠	抽選	
						当選	落選
平成30年度	新1年生	5	10	21	1	9	11
平成31年度	新1年生	4	11	17	5	6	6
令和2年度	新1年生	7	8	15	3	5	7
令和3年度	新1年生	1	14	12	0	—	—
令和4年度	新1年生	3	12	18	7	5	6
令和5年度	新1年生	2	13	10	1	—	—
令和6年度	新1年生	4	11	14	2	9	5
	新2年生	11	4	0	—	—	—